

産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

【基本シート】

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
1 保管の基準 (運搬前の保管のほか、自社による積替保管・中間処理に伴う保管についてもここでチェックしてください。)	保管場所の周囲に囲いを設けている。	☐	☐		法第12条第2項 規第8条
	<u>保管場所に掲示板(縦横60cm以上)を設置している。</u> ※掲示板の記載事項は、「記載事項」シートの「掲示板」欄を参照してください。 ※不備があっても、気付いた時点で修正することが重要です。修正して適正にできた場合は、「適」にチェックをいれてください。	☐	☐		
	汚水が生じるおそれがある場合は、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆っている。	☐	☐	☐	
	屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度を超えていない。	☐	☐	☐	
	ねずみの生息や害虫の発生がないようにしている。	☐	☐		
	石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の物と区分(仕切りを設ける等)し、飛散防止のための措置(覆い、梱包等)を講じている。	☐	☐	☐	
	水銀使用製品廃棄物を保管する場合は、他の物と区分(仕切りを設ける等)し、混合しないための措置を講じている。	☐	☐	☐	

※飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散がないようにしてください。

2 委託の基準 (業者情報の確認)	<u>積極的に業者情報を収集し、適正処理の確保や3R(減量・リサイクル等)の推進の観点から産廃処理を委託する業者を選定している。</u>	☐	☐		
	産業廃棄物の処理(運搬、処分又は再生)を業として行うことができる者に当該処理を委託し、委託内容がその事業範囲に含まれていることを許可証等で確認している。	☐	☐		法第12条第5項、 第6項 令第6条の2第1号、 第2号
	処理委託した産業廃棄物について、最終処分されるまでの一連の処理が適正に行われるよう、その方法や施設の稼働状況を実地で(又はインターネット等を通じて)定期的に確認している。	☐	☐		法第12条第7項
3 委託の基準 (契約書)	委託契約は、運搬処分、再生のそれぞれの業者と書面により適正に行っている。 ※委託契約書の記載事項は、「記載事項」シートの「契約書」欄を参照してください。 ※不備があっても、気付いた時点で修正することが重要です。修正して適正にできた場合は、「適」にチェックをいれてください。	☐	☐		令第6条の2第4号 規第8条の4の2
	委託契約書には受託業者の許可証等の写しが添付されている。	☐	☐		令第6条の2第4号 規第8条の4
	委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存している。	☐	☐		令第6条の2第5号 規第8条の4の3
4 委託の基準 (再委託)	例外的に再委託を行う必要が生じたときは、あらかじめ再受託者が委託基準に適合する者であることを受託者に確認し、書面で承諾している。	☐	☐	☐	令第6条の12
	再委託の承諾書の写しは、承諾した日から5年間保存している。	☐	☐	☐	令第6条の2第6号 規第8条の4の4

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
5 マニフェスト	電子マニフェストを利用している。 ※利用している場合は、以下の項目の[]をチェック	☐		☐	法第12条の5
	<u>産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時に、マニフェストを交付している。〔3日以内に情報処理センターに登録〕</u> ----- ※(電子)マニフェストの記載事項は、「記載事項」シートの「マニフェスト」欄を参照してください。 ----- ※不備があっても、気付いた時点で修正することが重要です。修正して適正にできた場合は、「適」にチェックをいれてください。	☐	☐		法第12条の3第1項 規第8条の21、 第8条の31の6、 第8条の32
	マニフェストは、処理を委託する産業廃棄物の種類、運搬先ごとに交付し、記載内容と実態に相違がないことを確認している。 [登録内容と実態に相違がないことを確認]	☐	☐		規第8条の20、 第8条の31の5
	運搬、処分が終了した旨を記載したマニフェストの写し(B2票、D票、E票)の送付を受け、内容を確認・照合し、交付したマニフェストの写し(A票)と併せて5年間保存している。 [情報処理センターから運搬又は処分が終了した旨の通知を受け確認]	☐	☐		法第12条の3第2項、 第12条の3第6項、 第12条の5第7項 規第8条の21の2、 第8条の26
	一定の期間を経過してもマニフェストの写し(B2票、D票、E票)が送付されないときは、委託した業者に処理の状況等を確認している。 [情報処理センターから運搬又は処分が終了した旨の通知がないときは、委託業者に確認] 〈参考〉 B2票は運搬終了後10日以内に、D票とE票は処分終了後10日以内に、それぞれ返送することとされている。 [3日以内に情報処理センターに終了報告]	☐	☐	☐	法第12条の3第3項、 第4項、第5項 第12条の5第3項、第4項、第5項
	<u>次の場合は、必要な措置を講じるとともに、30日以内に「措置内容等報告書」を京都市に提出している。〔同左〕</u> ----- マニフェストの写しが所定の期間(B2票、D票は90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)、E票は180日)内に送付されないとき。 ① [情報処理センターから終了報告が所定の期間内にない旨の通知があったとき] ② マニフェストの写し(B2票、D票、E票)に必要な事項が記載されていないとき。 [非該当] マニフェストの写し(B2票、D票、E票)に虚偽の記載があることを知ったとき。 ③ [情報処理センターにされた終了報告に虚偽の内容があることを知ったとき] ④ 収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となるか又は困難となるおそれがある旨の通知があったとき。 [同左]	☐	☐	☐	法第12条の3第8項、 法第12条の5第11項 規第8条の28、 第8条の29 第8条の38
	<u>毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストに関し「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、京都市に提出している。〔非該当〕</u>	☐	☐	☐	法第12条の3第7項 規第8条の27

6 産業廃棄物処理計画書等 (多量排出事業者 に該当する場合 の基準です。)	<u>前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上である事業場について、「産業廃棄物処理計画書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。</u>	☐	☐	☐	法第12条第9項 令第6条の3 規第8条の4の5
	<u>前年度に上記計画書を提出した場合は、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。</u>	☐	☐	☐	法第12条第10項 規第8条の4の6

産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート(基本シート)における記載事項確認表

区分	記載事項	
掲示板	① 産業廃棄物の保管場所である旨	
	② 保管する産業廃棄物の種類	
	③ 管理者の氏名又は名称、連絡先	
	④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度	
	⑤ 積替え又は処分等を行う場合は、これらのための保管上限	
	＜掲示板作成例＞	
	産業廃棄物保管場所	
	産業廃棄物の種類	
	金属くず、廃プラスチック類	
	数量 (積替又は処分の為の保管の場合)	
金属くず30 m ³ 、廃プラスチック類50m ³		
管理者	氏名又は名称	A工業株式会社 京都工場 京都 太郎
	連絡先	075－〇〇〇－〇〇〇〇
保管の高さ (屋外で容器を用いず保管する場合)		金属くず1.8m、廃プラスチック類2.3m

契約書	① 委託する産業廃棄物の種類、数量
	② 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
	③ 運搬が積替保管を伴う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限
	④ 処分等を委託する場合は、その所在地、方法、施設の処理能力
	⑤ 中間処理を委託する場合は、中間処理後物の最終処分場の所在地、方法、施設の処理能力
	⑥ 委託契約の有効期間
	⑦ 料金
	⑧ 受託業者の産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲
	⑨ 適正処理に必要な情報(性状、荷姿、その他取り扱う際に注意すべき事項)
	⑩ 適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達方法
	⑪ 受託業務終了時の委託者への報告
	⑫ 契約解除時の未処理廃棄物の取扱い

マニフェスト	① 管理票の交付年月日及び交付番号
	② 管理票の交付を担当した者の氏名
	③ (排出事業者の)氏名又は名称及び住所
	④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び住所
	⑤ 産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む)
	⑥ 産業廃棄物の数量
	⑦ 産業廃棄物の荷姿
	⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
	⑨ 運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所
	⑩ 運搬先の事業場の名称及び所在地
	⑪ 処分を受託した者の氏名又は名称および住所
	⑫ 処分を受託した者が産業廃棄物の積み替え又は保管を行う場合には、当該積み替え又は保管を行う場所の所在地
	⑬ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量